

戸籍の氏名の振り仮名について

戸籍法の改正により、5月26日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになりました。

戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ

1. 戸籍に記載する予定の振り仮名の通知

本籍地の市区町村から、住民票の情報を基に作られた「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が届きます。(南越前町が本籍地の方については、7月中旬順次発送予定)

通知書は戸籍単位で郵送され、同じ戸籍内でも別住所の方は、住所ごとに郵送されます。

2. 氏名の振り仮名の届出(令和8年5月25日まで)

通知書に記載された氏や名の振り仮名を必ず確認してください。

特に「ヤ・ユ・ヨ・ツ」等の小文字が大文字になっていないか、濁点の有無に注意してください。誤っている場合は必ず届け出てください。届け出た振り仮名が戸籍に記載されます。なお、**通知された振り仮名が正しい場合は、届出不要です。**

3. 市区町村長による戸籍への振り仮名の記載(令和8年5月26日以降)

2. の届出がなかった場合、1. で通知した振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。なお、一度届け出た振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

届出方法

届出ができる方

氏が誤っている場合は、「氏の振り仮名の届出」、名が誤っている場合は「名の振り仮名の届出」

届出」が必要です。なお、それぞれの届出を行うことができる方は次のとおりです。

・「氏の振り仮名の届出」の届出人

戸籍の筆頭者が届出を行うことができます。筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者が、配偶者も除籍されている場合は、同じ戸籍に入っている子が届出を行うことができます。

・「名の振り仮名の届出」の届出人

既に戸籍に記載されている個人がそれぞれ届出人となります。(15歳未満の方は、原則として、親権者等の法定代理人が届出可能)

届出先

本籍地またはお住まいの市区町村です。窓口または郵送での書類提出による届出のほか、マイポータルを利用してのオンライン届出も可能です。

その他

- ・DV被害等による支援措置を受けている方は、通知が郵送されない場合があります。
- ・南越前町が本籍地の方で、8月になっても通知が届かない場合は町民税務課までご連絡ください。
- ・通知書に記載された氏や名の振り仮名が正しくても、戸籍への早期記載を希望される場合は届出が可能です。
- ・届出に手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則はありません。

問合せ

町民税務課

☎0778-418015

空き家活用への補助金制度について

空き家の利活用による定住促進を目的に、町内空き家の家財処分および適正管理にかかる費用の一部を補助しています。

【空き家家財処分支援事業補助金】

対象経費

町の空き家情報バンクに登録・掲載されている空き家のごみの処理費、家財の処理費、ハウスクリーニング費等

補助金額

対象経費の1/2以内で5万円を限度とする(千円未満切捨)

【空き家適正管理促進事業補助金】

対象経費

町内にある空き家の適正管理に必要な管理代行サービス費用で、外観調査、内部換気、敷地内草刈り等を実施するための経費

補助金額

対象経費の1/3以内で3万6千円/年を限度とする(千円未満切捨)

申請方法

いずれも事前にお電話でお問い合わせのうえ、町ホームページから申請書等をダウンロードし、ご提出ください。



町ホームページ
空き家家財処分
支援事業補助金



町ホームページ
空き家適正管理
促進事業補助金

申込み・問合せ

建設整備課

☎0778-418003

